

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月5日
【会社名】	株式会社 エノモト
【英訳名】	ENOMOTO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武内 延公
【本店の所在の場所】	山梨県上野原市上野原8154番地19
【電話番号】	0554(62)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 久嶋 光博
【最寄りの連絡場所】	山梨県上野原市上野原8154番地19
【電話番号】	0554(62)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 久嶋 光博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 230,682,060円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成29年11月28日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	126,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成29年12月5日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成29年12月5日(火)開催の取締役会決議において、当社普通株式600,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式70,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)並びに当社普通株式170,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、126,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年1月12日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

- 3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	126,000株	230,682,060	115,341,030
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	126,000株	230,682,060	115,341,030

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	126,000株
払込金額の総額	230,682,060円
割当が行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり

- 2 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成29年11月28日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成30年1月16日（火）	該当事項はありません	平成30年1月17日（水）

- (注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成29年12月13日（水）から平成29年12月18日（月）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については失権となります。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エノモト 本社	山梨県上野原市上野原8154番地19

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社山梨中央銀行 上野原支店	山梨県上野原市上野原3523番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
230,682,060	2,000,000	228,682,060

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年11月28日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額228,682,060円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額上限1,214,642,700円と合わせた手取概算額合計上限1,443,324,760円について、500,000,000円を当社連結子会社であるENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING INC.に対する投融資資金に、300,000,000円を当社のIC・トランジスタ用リードフレーム(注1、2)の製造に用いるプレス機(注3)及び検査装置(注4)並びにそれらに係る付帯設備(製品取出機及び製品収納機等)の生産設備購入資金に、150,000,000円を当社のオプト用リードフレーム(注5)の製造に用いるプレス機、射出成形機(注6)及び検査装置並びにそれらに係る付帯設備(製品取出機及び製品収納機等)の生産設備購入資金に、残額を当社のコネクタ用部品(注7)の製造に用いるプレス機、射出成形機及び検査装置並びにそれらに係る付帯設備(製品取出機及び製品収納機等)の生産設備購入資金に充当する予定であります。

上記各資金の充当時期はいずれも平成31年3月末までを予定しており、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

また、上記当社連結子会社は、当社からの投融資資金を平成31年3月末までにコネクタ用部品の製造に用いるプレス機、射出成形機及び検査装置並びにそれらに係る付帯設備(製品取出機及び製品収納機等)の生産設備購入資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

- (注1) 「リードフレーム」とは、半導体パッケージに使われ、半導体素子(半導体チップ)を支持固定し、外部配線と接続するために使用される部品をいいます。
 (注2) 「IC・トランジスタ用リードフレーム」とは、リードフレームのうち、民生用機器・産業用機器・自動車部品などに広く使用される部品に係る製品群をいいます。当該製品群においては、具体的には、パワー半導体、小信号デバイス向けリードフレームやヒートシンクなどを製造・販売しております。
 (注3) 「プレス機」とは、金型で金属等の打抜き、曲げ等の加工を行う際、強い力による上下動を金型に作用させるために用いる機械をいいます。
 (注4) 「検査装置」とは、プレス機等で製造した物の寸法及び外観を検査する装置をいいます。
 (注5) 「オプト用リードフレーム」とは、リードフレームのうち、光電子工学(オプトエレクトロニクス)に使用される部品に係る製品群をいいます。当該製品群においては、具体的には、LEDディスプレイ、液晶ディスプレイのバックライト、自動車の各種ランプ、その他の産業用、民生用LED及び照明LEDに使用されるリードフレームを製造・販売しております。
 (注6) 「射出成形機」とは、加熱溶融した樹脂を高圧で金型に充填することで樹脂を成形するために用いる機械をいいます。
 (注7) 「コネクタ用部品」とは、電子回路や光通信において配線を接続するために使用される部品・器具に係る製品群をいいます。当該製品群においては、具体的には、携帯電話部品メーカー向け部品、その他自動車向け部品を製造・販売しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）新設」は、本有価証券届出書提出日（平成29年12月5日）現在以下のとおりとなっております。

なお、当社グループは『プレス加工関連事業』の単一セグメントであるため、販売する製品群別に記載しております。

会社名	製品群の名称	製造工場（所在地）	設備内容	投資予定金額（注1）		資金調達方法（注2）	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力（%）（注3）
				総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
当社	IC・トランジスタ用リードフレーム	本社工場及び技術部（山梨県甲州市）	プレス機等製造用設備	399,026	47,396	自己資金、借入金、本件増資資金及び自己株式処分資金	平成29年4月	平成31年3月	14.0
	オプト用リードフレーム	本社工場及び技術部（山梨県上野原市及び甲州市）	プレス機及び射出成形機等製造用設備	401,825	30,395	自己資金、借入金、本件増資資金及び自己株式処分資金	平成29年4月	平成31年3月	6.3
	コネクタ用部品	津軽工場及び岩手工場（青森県五所川原市及び岩手県上閉伊郡大槌町）	プレス機及び射出成形機等製造用設備	1,071,114	146,443	自己資金、借入金、本件増資資金及び自己株式処分資金	平成29年4月	平成31年3月	17.3
	その他	管理部門（山梨県上野原市）	管理設備及び太陽光発電設備	155,190	24,096	自己資金及び借入金	平成29年4月	平成31年3月	（注4）
ENOMOTO PHILIPPINE MANUFACTURING INC.	コネクタ用部品	フィリピン工場（フィリピン共和国カビテ州）	プレス機及び射出成形機等製造用設備	1,147,609	370,567	自己資金、借入金、本件増資資金及び自己株式処分資金による投融資資金	平成29年4月	平成31年3月	17.7
ZHONGSHAN ENOMOTO Co., Ltd.	IC・トランジスタ用リードフレーム	中国工場（中華人民共和国広東省中山市）	プレス機等製造用設備	397,453	103,797	自己資金及び借入金	平成29年4月	平成31年3月	10.5
			合計	3,572,217	722,694				

（注1） 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

（注2） 「本件増資資金及び自己株式処分資金」とは、本有価証券届出書による第三者割当増資及び一般募集による調達資金をいいます。

（注3） 完成後の増加能力は、1日当たりの生産加工時間の増加により算定しております。

(注4) 「その他」の完成後の増加能力については、管理部門設備(基幹システムの追加)及び太陽光発電設備であり合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期)及び四半期報告書(第52期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年12月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期)の提出日(平成29年6月29日)以後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月5日)までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成29年6月30日提出の臨時報告書

平成29年6月29日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金100円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の多様化と今後の事業展開に備え、保有資産を有効活用し再生可能エネルギーによる発電及び売電事業を行うため、目的事項の追加を行うものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、武内延公、伊藤一恵、櫻井宣男、小澤志郎、白鳥誉、成田幸則、久嶋光博を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、土屋義夫、倉田明保、八巻佐知子を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額160百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額及び内容決定の件

第5号議案の「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件」の報酬等の額とは別枠にて、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てることとし、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議の結果
第1号議案	10,502	50	-	99.44%	可決
第2号議案	10,546	6	-	99.85%	可決
第3号議案					
武内 延公	10,540	12	-	99.80%	可決
伊藤 一恵	10,540	12	-	99.80%	可決
櫻井 宣男	10,539	13	-	99.79%	可決
小澤 志郎	10,540	12	-	99.80%	可決
白鳥 誉	10,540	12	-	99.80%	可決
成田 幸則	10,540	12	-	99.80%	可決
久嶋 光博	10,540	12	-	99.80%	可決
第4号議案					
土屋 義夫	10,541	11	-	99.81%	可決
倉田 明保	10,538	14	-	99.78%	可決
八巻 佐知子	10,541	11	-	99.81%	可決
第5号議案	10,537	14	-	99.77%	可決
第6号議案	10,510	41	-	99.51%	可決
第7号議案	9,073	1,478	-	85.91%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期第2四半期)	自 至	平成29年7月1日 平成29年9月30日	平成29年11月2日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月29日

株式会社エノモト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗野 正成 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エノモトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エノモト及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エノモトの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エノモトが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

株式会社エノモト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗野 正成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エノモトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エノモトの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月2日

株式会社エノモト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗野 正成 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エノモトの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エノモト及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。